

別添 2

キャビア輸出・再輸出のための施設 (養殖場、加工工場、再包装工場) 登録等の審査要領

水産庁は、登録の申請を受けた場合以下の項目について、変更又は更新意向の申請を受けた場合は以下の項目のうち該当するものについて、それぞれ申請資料又は現地調査により確認する。なお、書類で確認する場合は、必要に応じて追加の資料を求めることとする。

1. 施設の概要

- (1) 登録事項に「養殖」が選択されている場合
 - ・実際に養殖池が存在しており、チョウザメ類又はヘラチョウザメ類の種の養殖が行われていること。
 - ・実際の養殖池の数、配置、面積、必要に応じ深さ等
- (2) 登録事項に「加工」が選択されている場合
 - ・実際にキャビアの加工ができる施設であること。
 - ・実際にキャビアの包装ができる施設であること。
- (3) 登録事項に「再包装」が選択されている場合
 - ・実際にキャビアの再包装ができる施設であること。

2. 事業の内容

- (1) 登録事項に「養殖」が選択されている場合
 - ・飼育されているチョウザメ類又はヘラチョウザメ類の種、年齢、性別、個体数、出所、原産国等
 - ・チョウザメ類又はヘラチョウザメ類の種、個体数等について把握できる養殖管理体制であること。
 - ・未受精卵又は抱卵個体の出荷先（予定）及び年間生産計画
- (2) 登録事項に「加工」が選択されている場合
 - ・取り扱う未受精卵又は抱卵個体の種、出所、原産国及び仕入先（生産されている養殖場等）
 - ・キャビアの年間生産計画（種、年間生産予定数量、出荷先（予定）等）
 - ・プレストキャビアの場合を除き、2種以上の種のキャビアを混ぜて一次容器に詰めないこと。
- (3) 登録事項に「再包装」が選択されている場合
 - ・取り扱うキャビアの種、出所、原産国及び仕入先
 - ・キャビアの年間再包装計画（種、年間再包装予定数量、出荷先（予定）

等)

- ・プレストキャビアの場合を除き、2種以上の種のキャビアを混ぜて一次容器に詰めないこと。

3. ラベリングシステムの執行体制

登録事項に「加工」又は「再包装」が選択されている場合、以下の点について確認する。

- (1) 一次容器に再使用不可ラベルの貼付を行える設備、人員体制等が整っていること。
- (2) ラベルのサンプルが以下の条件を満たしていること。
 - ①破壊せずに剥がすこと又は別の容器に移すことができないこと。
 - ②一次容器を封じていること。
 - ③①、②の条件が満たされていない場合、他の手段により容器の開封が視覚的に確認できること。
 - ④別添1に示す記載事項が記載されていること。
- (3) ロット識別番号の管理体制に関し、以下の条件を満たしていること。
 - ①製品又はロットごとに、キャビアの種が特定できること。
 - ②製品又はロットごとに、キャビアの出所が特定できること。
 - ③製品又はロットごとに、キャビアの原産国が特定できること。
 - ④製品又はロットごとに、収穫年（抱卵個体を収穫した年）が特定できること。
 - ⑤製品又はロットごとに、キャビアの包装又は再包装年月日が特定できること。
 - ⑥（「再包装」が選択されている場合）上記①から⑤までの条件が満たされていない場合、製品又はロットごとに、キャビアのワシントン条約の輸出許可書番号又は再輸出証明書番号が特定できること。
- (4) 二次容器上にキャビアの正確な量を示すこと。